

## 質 問 回 答

2016 年 11 月 14 日

「(案件名)スリランカ国廃棄物管理における汚染防止・環境負荷低減」

(公示日:2016 年 11 月 2 日/公示番号:160820)について、いただいたご質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 6 頁 第 7 見積価格及び内訳書(4) その他	<p>「(5)パイロットプロジェクトにかかる詳細設計、入札補助、施工監理等の支援に係る再委託経費(直営で実施する場合、当該活動に関し積上計上する直接経費)」については、再委託の場合は別見積であるが、直営実施の場合は本体見積に計上ということでしょうか？</p> <p>それとも直営実施の場合でも別見積に計上でしょうか？</p> <p>また、直営実施の場合の費用にはそれに係る人件費も含むと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>別見積として記載のとおり、「直営で実施する場合、当該活動に関し積上計上する直接経費」は別見積としてください。積上計上する直接経費の範囲は「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に記載の「業務価格の費目構成」をご参照ください。</p> <p>パイロットプロジェクトの実施費用については、直営、再委託のいずれで実施する場合においても、別見積で 4,000 万円を定額計上して下さい。なお、パイロットプロジェクトの計画・施工監理に係る経費は本見積に含めるよう、ご注意下さい。</p>
2	業務指示書 6 頁 第 7 見積価格及び内訳書(4) その他 及び 業務指示書 16 頁 5. 実施方針及び留意事項 (4)パイロットプロジェクトに係る費用の扱い・プロポーザルの提案内容 及び	<p>① 5. 実施方針及び留意事項(4)パイロットプロジェクトに係る費用の扱い・プロポーザルの提案内容に記述のある「計 4 か所でのパイロットプロジェクト実施費用は、4,000 万円を定額として見積もること」について、4,000 万円の範囲は、パイロットプロジェクトの本体工事経費と考えてよいでしょうか？</p> <p>② 一方で、第3業務実施上の条件 6. 見積りの分離では、「(5)パイロットプロジェクトの実施」(本体工事)については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を提示する必要はな</p>	<p>① 4,000 万円の範囲は、パイロットプロジェクトの実施費用(本体工事費および必要に応じて機材費含む)です。</p> <p>② 質問1に対する回答のとおりです。</p> <p>③ 質問1に対する回答のとおりです。</p>

	<p>業務指示書 28 頁 第 3 業務実施上の条件 6. 見積りの分離</p>	<p>い」と記載されていることから、見積には上記の 4,000 万円の計上は不要とも理解できます。①および後述の③の質問と関係しますが、計上すべきかどうかをご指示願います。</p> <p>③ 4000 万円の定額計上が必要となった場合、その費用は別見積ではなく本体見積への計上とすべきでしょうか？ また、金額計上についてプロポーザル提出者は全て同じ条件とし、プロポーザル評価上には関係しないものと理解してよろしいでしょうか？</p>	
3	<p>業務指示書 16 頁 5. 実施方針及び留意事項 (4)パイロットプロジェクトに係る費用の扱い・プロポーザルの提案内容</p>	<p>「パイロットプロジェクト実施に必要な業務量(M/M)及び必要経費の詳細な積算は、パイロットプロジェクトサイト選定後に JICA に提案すること」とありますが、パイロットプロジェクトにかかる詳細設計、入札補助、施工監理等を直営で実施する場合も同様と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>質問1に対する回答のとおりです。なお、パイロットプロジェクトサイト選定後、当該業務に対する直接経費(計上できるもの)を JICA に提案して下さい。JICA は同提案内容の妥当性を精査した上、必要に応じて業務量及びその他経費について変更を行います。</p>
4	<p>業務指示書 21 頁 6. 業務の内容 (8)パイロットプロジェクトの実施計画・詳細計画・入札・契約業務の実施</p>	<p>「ア～イは合わせて2ヶ月程度、ウは3ヶ月程度、エは1ヶ月程度」とされており、合計6ヶ月程度を見込んでいます。これに、業務指示書第 2 6. (4)及び(5)に要する期間、(必要な場合)契約の変更に要する期間、を加えた期間を、フェーズ I に要する期間と見込んでいると考えてよいでしょうか？</p>	<p>フェーズ I に要する期間は6ヶ月程度を見込んでいますが、スリランカ側で決定される予定のパイロットプロジェクトの選定遅れや、選定先がパイロットプロジェクト実施地として適当でないことが判明した場合は、業務指示書第 2 6. (4)及び(5)のパイロットプロジェクトサイト選定の最終化に係る業務が発生する可能性があります。このため、現段階では、上記(4)及び(5)を合わせてフェーズ I に要する期間を6ヶ月程度と見込んでいます。</p>
5		<p>「また同計画に基づき、入札図書作成、入札の実施、契約の締結を行うこと(同業務は再委託で実施することも可能)」とされ、さらに同項において、詳細計画・入札図書作成の手順を示していることから、パイロットプロジェクトの実施を再委託する場合は、</p>	<p>1,000 万円超の再委託契約となることも想定されることから入札を前提に記載しましたが、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に記載の「公正性・競争性・透明性」の観点</p>

		<p>入札による再委託先選定を前提として、具体的入札手続きを指示していると考えられます。</p> <p>一方、貴機構「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」では、第2部3. 現地再委託先の選定、において、「現地再委託先の選定方法、手順はコンサルタント等の責任で決定されますが」とされており、現地再委託先の選定方法、手順は、業務指示書の記載に関わらず、受注者が決定すべきものと理解しますが良いのでしょうか？</p>	<p>からより適切な選定方法が考えられる場合、手順について JICA が拘束する趣旨ではありません。</p>
6	<p>業務指示書 21 頁</p> <p>6.業務の内容</p> <p>(8)パイロットプロジェクトの実施計画・詳細計画・入札・契約業務の実施</p> <p>イ. 環境社会影響調査</p>	<p>「重要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画(案)を作成すること」とされていますが、パイロットプロジェクトのサイトは、既存処分場・コンポスト施設から選定とされているので、既存施設からの影響が存在しているが、パイロットプロジェクトの環境社会影響調査については、既存施設による影響が含まれる現在の状況を現状と捉えて、現状に対する影響について配慮を行うものと考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>パイロットプロジェクトサイト(既存処分場・コンポスト施設)の現状とパイロットプロジェクト実施に伴う新たな環境社会影響を踏まえて、調査を実施いただくよう、お願いします。</p>
7		<p>また、パイロットプロジェクト実施にかかる「重要な環境社会影響項目の予測・評価・緩和策 モニタリング計画(案)」を作成するのみで、貴機構の環境社会配慮にかかる手続(環境社会配慮助言委員会の開催、意見の反映など)きは不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>当機構の環境社会配慮にかかる手続(環境社会配慮助言委員会の開催、意見の反映など)は不要です。</p>
8	<p>業務指示書 21～22 頁</p> <p>(8)パイロットプロジェクトの実施計画・詳細計画・入札・契約業務の実施、と(10)パイロットプロジェクトの実施</p>	<p>左記の(8)と(10)の間の(9)に相当する項目がありませんが、これは番号の振り付けの間違いと理解してよいのでしょうか？</p>	<p>番号の振り付けの間違いです。</p>

以上